

新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務プロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務受託事業者を特定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成29年10月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 業務の概要

新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務（以下「本業務」という。）

2 プロポーザル競技の内容

新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務プロポーザル競技（以下「本プロポーザル競技」という。）の実施等内容については、新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務プロポーザル競技実施要領（以下「プロポーザル競技実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル競技実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザル競技に関する質問の受付

(1) 交付期間 平成29年10月20日（金）から平成29年10月30日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県土木部都市局下水道課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 質問の受付 プロポーザル競技実施要領による。

4 本プロポーザル競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 参加申込・提案書の提出

本プロポーザル競技に参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類 プロポーザル競技実施要領による。

(2) 提出期間 平成29年11月14日（火）から平成29年11月20日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所と同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務プロポーザル競技参加申込書在中」と朱書すること。）とし、平成29年11月20日（月）午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(5) 提出部数 プロポーザル競技実施要領による。

(6) その他 書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他の情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であつて、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

6 審査等

(1) 本プロポーザル競技の審査は、新潟県流域下水道事業企業会計システム開発業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及びプロポーザル競技実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) ヒアリングの実施

審査委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施することがある。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あ

らかじめヒアリングを求める者を選定した上でヒアリングを実施する。この場合において参加を表明したすべての者に第1次審査の結果を書面で通知する。

(4) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された書類及びヒアリングの結果（ヒアリングを実施した場合に限る。）に基づき審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

7 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

新潟県は、最優秀提案者と本業務の委託について契約締結の交渉を行う。ただし、最優秀提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約期間

契約締結の日（平成29年12月上旬を予定）から平成32年3月31日まで

8 その他

(1) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(2) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、提案を行った者に無断で使用しない。

(3) 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提案を行った者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は、返還しない。